

令和6年3月

第3回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和6年第3回和光市教育委員会定例会日程

令和6年3月28日（木曜日）午後2時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

- (1) 議案第 6号 令和6年度和光市教育行政アクションプラン（案）について
- (2) 議案第 7号 和光市教育委員会の会計年度任用職員の職員評価に関する実施規程の一部を改正する訓令を定めることについて
- (3) 議案第 8号 和光市小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて
- (4) 議案第 9号 和光市立小中学校医療的ケア実施要綱を定めることについて
- (5) 議案第10号 和光市小・中学校等主体的な学び手育成教員設置要綱を定めることについて

日程第4 協議・報告事項

- (1) 和光市議会3月定例会の一般質問について
- (2) 令和6年度和光市立小・中学校一般教職員人事異動について（非公開）
- (3) 入学式お祝いの言葉について
- (4) 教育委員会定例会の日程（案）
- (5) 和光市中学校における部活動の方針及びガイドライン

日程第5 その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

出席委員（5名）

教育長	石川毅
教育長職務代理者	山田実
委員	村中秀人
委員	牧江利子
委員	天内綾

欠席委員（なし）

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	寄口昌宏
〃 次長兼教育総務課長	福田裕子
〃 次長兼学校教育課長	辻英一
〃 生涯学習課長補佐	山本龍
〃 スポーツ青少年課長	森谷聡子

傍聴人（なし）

開会 午後 1時55分

○石川教育長 それでは、先ほどの教育委員会表彰式への御参列、ありがとうございました。引き続いての教育委員会定例会となりますけれども、よろしく願いいたします。

また、この定例会終了後に、第三中学校の特別支援学級の施設の視察を予定しておりますので、あわせてよろしく願いいたします。時間的には3時過ぎにこちらを出られればと思っておりますので、御協力のほう、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従って進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○石川教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、署名委員を村中委員にお願いいたします。

◎教育長の報告

○石川教育長 日程第2、教育長の報告をいたします。

1日金曜日、市議会に出席をし、その後、臨時政策会議に出席をしました。

2日土曜日、～大きな輪（和）で春を呼ぼう～に出席をいたしました。

4日月曜日、市議会が開かれ、出席をしました。

5日火曜日、市議会が開かれ、出席をしました。それから定例校長会議を開催し、出席をしました。

6日水曜日、市議会に出席をしました。

7日木曜日、市議会に出席をし、施政方針、施政方針に対する質疑が行われました。

その合間を縫って定例教頭会議を開催し、出席をいたしました。

8日金曜日、新採用教員の面接を行い、夕方に市内一斉パトロールに参加をしました。

10日日曜日、ロードレースフェスティバルが行われ、参観をいたしました。

11日月曜日、市議会に出席をし、施政方針に対する質疑、議案の提案説明、質疑、討論、採決が行われました。

13日水曜日、一般教職員内示を行いました。

15日金曜日、中学校卒業証書授与式が行われ、第二中学校の式典に牧委員と共に出席をいたしました。

16日土曜日、スプリングコンサートを参観いたしました。

18日月曜日、午前中に市議会の一般質問が行われました。午後は学校給食協会理事会、和光市文化財保護委員会に出席をし、その後、学校給食協会の内示を行いました。

19日火曜日、午前中はインフォメーションシェアリングに出席をし、午後は転入教員の面接、その後、朝霞地区交通安全協会の方が来庁され、ランドセルカバーを頂きました。

21日木曜日、午前中に市議会の一般質問が行われました。その後、転入教員の面接、そして市議会にその後、出席をいたしました。

22日金曜日は、小学校の卒業証書授与式が行われ、下新倉小学校の式に出席をいたしました。午後は管理職等の内示を行い、その後、あさか野農協から横断旗、埼玉県トラック協会朝霞支部から防犯ブザーを頂きました。

25日月曜日、市内の学校から年度末の報告を受けました。午後は社会教育委員会議に出席をしました。

26日火曜日、午前中に公民館運営審議会に出席をし、午後、年度末の挨拶ということで、和光消防署長が来庁され、その後、和光市人権教育推進協議会庁内研修会に出席をしました。

27日水曜日、午前中はインフォメーションシェアリングに出席をし、その後、学校給食協会評議員会に出席をしました。午後は令和6年度に転入、新任の管理職等との面接を行いました。

28日木曜日、本日ですが、午前中に転入、新任の管理職等との面接を行い、午後は教育委員会表彰、そして現在、定例教育委員会を行っております。この後は、先ほど申しましたが、第三中学校特別支援学級施設見学を行います。

29日金曜日、令和6年度当初の市内転補者、臨時的任用教職員、市採用職員の辞令と、今年度末で退職する教職員の辞令の交付を行います。

31日日曜日、第106回市長旗争奪野球大会兼連盟創立70周年記念大会開会式に出席をする予定です。

以上になります。

◎付議案件

○石川教育長 続いて、日程第3、付議案件。

本日の付議案件は5件です。

まず、議案第6号 令和6年度和光市教育行政アクションプラン（案）について。

それでは、関係各課から説明をお願いします。

○**福田次長** それでは、教育総務課から、議案第6号 令和6年度和光市教育行政アクションプラン（案）を定めることについて御説明いたします。

事前に配付しております資料2を御覧ください。

前回の令和6年第2回和光市教育委員会定例会で協議いただいた、和光市教育行政アクションプランについて、指標の目標の再設定に伴う主な取組の変更、調整、文言の訂正、見直しなど、前回お話ししたとおりで調整が整いました。御審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○**石川教育長** ありがとうございます。

それでは、全体を見ていただいて、その場でいただいた御意見や、その後いただいた御意見を反映して案がつくられているということですが、何か見ていただいて御質問や御意見等ございますか。

前回、学校教育課のほうは、この後お示ししますということで日時を取ったんですけども、特に大きく変えたというようなところはありますか。

○**辻次長** 委員の皆様には、事前に比べていたところだと思えますが、全体的には文言と中身を少し整理しました。大きく何かを変えたことはないんですけども、現状に合わせ、具体的なことを中に盛り込んで、もう少し今までよりも分かりやすくしました。もし何か個別にあればご質問していただけたらと思えます。

○**石川教育長** ありがとうございます。

何かお気づきの点、ありますか。

○**山田委員** メールで幾つか送ってありますよね。

○**福田次長** それでは、山田委員からのご質問を、私のほうで、読み上げます。

基本施策2、先日の教育委員会でもお話しした新型コロナウイルスの削除について

○**辻次長** 御指摘いただいたとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、このままで重点では取り上げるという感じではないので削除させていただいております。

基本施策3の（3）、そちらに学習環境の確保というようなことで入れておりましたが、こちらは削除しました。

○福田次長 続きまして、基本施策4、主体的な学び手育成教員の人材は、学力向上支援教員ですか。

○辻次長 こちらにつきましては、スライドしていくイメージもありますが、基本的には新たに募集をして、それで面接をして、最終的には全て採用しているということになります。

○山田委員 はい。

○福田次長 よろしいですか。

次のご質問です。不登校支援では、専門的な知識のある方の研修や支援体制の構築も必要ではないでしょうか。

○辻次長 御指摘いただいた内容について、その直接的な言葉ないんですけども、基本施策4のところの施策(3)ですね、(4)と(5)、(4)は再掲になるんですけども、教育支援センターの機能拡充による教育相談体制の充実、そこに新たに(5)に、校内サポートルームの設置を進めるなど、不登校児童生徒の居場所づくりを推進してまいります。この居場所づくりの推進の中には、教育支援センターとの連携が大きく関わってきてまして、教育支援センターには臨床心理士の専門家がいるので、ここと学校が連携した形でというようなことで考えております。

研修に対しても、ここに特に具体的には入れていませんが、その体制づくりの中で、学校の先生たちには、そのあたりを御理解いただくことが一つの大きな研修等になるかなというふうな認識です。

○山田委員 不登校の状況は、学校間でもかなり格差があるというふうに聞いているんですけども、その重点的にやらなければいけない学校とか、そういうところは、やっぱり集中して強化していく必要があるかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○辻次長 はい。

○福田次長 次のご質問です。基本施策6、第三小の改築に向けてのプロジェクトチームは、現在もあるのでしょうか。

こちらは教育総務課、施設担当と資産戦略課の維持管理担当のメンバーで行っております。第三小学校の用地取得の進捗だったり、第三小学校のみならず、ほかの改築、続く白子小、新倉小もございます。大規模改修工事の関係もございますので、全体的な個別施設計画を推進していくという目標を持って、今年度は会議を10回ほど実施しております。また個別で担当同士で勉強会も行って、進めております。

○山田委員 実際にどんなものをつくっていくかというときは、いろんな市民からの意見とか、そういうものを含めて考えていくんですか。

○福田次長 そうですね、そういったことになる組織的なものになるので、全庁的な市長部局等の組織の編成、そういったことも必要になろうかと思うんですが、そのような要望はしてはおります。例えば、下新倉小をつくったときのような準備室だとか、そういったことの必要性を訴えております。

今年度、用地取得がやっと完了したというところですので、現在は、これから在校生や保護者、第三小学校の先生方、学校関係者、地域の方といった方々にどういった学校、どんな複合施設でどういったものがあるかというようなことをアンケート調査等させていただくことを考えています。

○石川教育長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○福田次長 また、トイレの整備もよろしくお願いいたしますということですが、順番に和式を洋式化と考えています。

続きまして、基本方針8、講座での市民の参加率、定員に対してはどうですか。

○山本補佐 講座につきましては市内に在住・在学・在勤の方を対象に募集しており、市民の方が9割前後参加しております。その他、大きいイベントや、広く周知したいものに関しては市外の方も分け隔てなく募集しますが、基本的にはやっぱり市民の方が多いのが現状です。

○山田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○福田次長 続いて、基本方針10、参加しやすいイベント、老若男女という表現ではなく、子どもから高齢者、障害者や身体の不自由な方も入れたらどうでしょうか。

○森谷課長 スポーツ青少年課です。御意見いただきましてありがとうございます。

平易な文章に、やはり改めることは必要だと思いますので、その方向で考えていますが、少し御意見をいただきたいんですけれども、老若男女は、子どもから高齢者という、高齢者というところですが、大人のほうがいいですか、高齢者、子どもと対になるのが大体、子ども、大人というのが大体多いので、どちらがよろしいでしょうか。

○山田委員 そうか、高齢者、子ども、高齢者とは言わないか、子どもと大人ですね。

○森谷課長 あともう一点が、体の不自由な方もというふうに、今、もともとは書いたんですけれども、障害者というのを特出ししたほうがいいのか、体の不自由な方、障害者

も、想定としては含めたまろやかな表現にしてあるんですが、ここを入れたほうが分かりやすいということで御意見いただくようであれば入れたいと思います。

○山田委員 そうですね、身体とやっぱり知的ということですね、どうしても身体のことを考えてしまって、そういう知的障害の方もどんどん参加していただくという意味で入れていただきたい。

○森谷課長 そうすると、障害者ということでしたほうがより分かりやすい、理解が進むということでしょうか。

○石川教育長 どうですか、その辺は。

確かに体の不自由な方だけだとすると限定されてしまうので、幅広くということで、多分、今、山田委員が御意見を述べられたんだと思うので、そのあたり、ほかの委員の皆さん、いかがですか、牧さん、どうですか。

○牧委員 そうですね、体と出ちゃうと、体に特化しちゃうので、幅広いというその内面的なところとかも適した言葉であれば。広いよというのが分かればいいかなと思います。

○山田委員 心身ともに不自由とか、それもおかしいか、おかしいですね。

○牧委員 障害という言葉に何かちょっと抵抗があるので。でも、それが一般的であれば、それでいいんですけども。

○山田委員 表現ですね。

○牧委員 表現だし、当然なんだけれども。

○山田委員 難しいですね。一時、チャレンジド、そういう今のお話は。

○石川教育長 そうですね。

○森谷課長 身体というのを心身というふうに、そちらを変えますか。

○石川教育長 心身が不自由とは言わないですね。

何か思いつかれる言葉はありますか。

○森谷課長 身体だけれども、漢字で書くと身体と書きますけれども、平仮名で「からだ」というふうな形だと、心も含んでいますというようになりませんか。

○山田委員 読み取れるが、そこは難しい。

○天内委員 身体的か知的かは限定せず、何かしら不自由を持っている方というのはどうでしょうか。

○村中委員 障害者だけれども、障害のある方、一言で障害者というよりも、障害のある方というふうにすれば軟らかくなるような気がします。

○牧委員 老若男女の中に障害は入らないのと思っちゃうんですけれども。

○山田委員 あえてそこに障害者というものを入れたほうが、イベント自体にそういう人たちも参加できるという、そういう企画をしてもらえるのかなと考える中で、この表現がどうのこうのではなくて、そういう人たちが参加できるようなイベントをしていただきたいという思いから、まず老若男女というのは、今、むしろ使わないかな。

○福田次長 誰でもとかというのはどうでしょうか。子ども、大人と入れるとしたら、そのあたり、さらに、誰でもという表現はどうでしょうか。

○山田委員 その誰でもという、人によっては全然感覚として障害者が入ってこない人もいると思うんですけれども、誰でもなら、その全ての人という解釈はできるかもしれないけれども。

○福田次長 子どもと大人が入れば幅ができるのではないかと。

○石川教育長 そうすると、この市民に親しまれるスポーツ事業の前の老若男女から楽しめるまでの、この文言そのものを少し置き換えて、共生社会を踏まえた誰もが楽しめる市民云々というふうにつなげていけば、多分、山田委員の意図することが伝わるのかなと、そういうことですよ、おっしゃっていることは。そこに障害という言葉を入れるほうが、より意図してもらえないかということですよ。

○山田委員 そうですね、そこは事務局にお任せします。

○石川教育長 では、今の意図を酌み取っていただいて、事務局でもう一度、文言を練っていただくということによろしいですか。

○森谷課長 ありがとうございます。

○山田委員 お願いします。

○石川教育長 ほかはよろしいですか。

○福田次長 以上です。

○石川教育長 山田委員から事前にいただいた質問については終了いたしましたので、ほかにもし御意見や御質問あれば、この場でお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、ただいまの基本施策10の施策4のところの(1)の文言について、事務局のほうでもう一度、案を練っていただいて、それを踏まえてこの場で承認というわけにいかないと思うんですが、後ほど承認いただくという形でよろしいでしょう

か。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 それでは、議案第7号へ移りたいと思います。

議案第7号 和光市教育委員会の会計年度任用職員の職員評価に関する実施規程の一部を改正する訓令を定めることについて説明をお願いします。

○福田次長 それでは教育総務課から、議案第7号 和光市教育委員会の会計年度任用職員の職員評価に関する実施規程の一部を改正する訓令を定めることについて説明いたします。

資料3を御覧ください。

こちらは教育委員会事務局の会計年度任用職員の評価に関する内容を、市長部局の会計年度任用職員の評価に関する実施規程に合わせて改正するものです。御審議をよろしくお願いいたします。

○石川教育長 それでは、説明が終わりましたので、御意見や御質問ありましたら、よろしくお願いいたします。

(発言する者なし)

○石川教育長 よろしいですか。

それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第7号 和光市教育委員会の会計年度任用職員の職員評価に関する実施規程の一部を改正する訓令を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第7号 和光市教育委員会の会計年度任用職員の職員評価に関する実施規程の一部を改正する訓令を定めることについては、原案どおり承認されました。

それでは次に、議案第8号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて説明をお願いいたします。

○辻次長 それでは議案第8号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて説明します。

本議案は、県の職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴い、令和5年10月31日付の県のほうで、高齢者部分休業の運用が定められたことに伴い、高齢者部分休業の申

請・承認等に係わる内容を定める必要性が生じたことに対応するため、この案を提出するものです。

高齢者部分休業とは、60歳以降、定年退職の年齢までの期間で承認される休業制度になります。現在、定年は段階的に引き上げられていまして、令和5年度、それから来年は61歳が定年となります。

具体的には資料の新旧表のとおりで、第16条の10と11に、高齢者部分休業を承認する際の書類の手續等を新たに加えております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○石川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問や御意見ございますか。

○山田委員 部分休業というのをもう少し詳しく。

○石川教育長 部分休業について、もう少し詳しく説明してもらっていいですか。

○辻次長 今回の県の制度では、学校職員が60歳を超えて定年まで、フルタイムで勤務する方が1日の勤務時間、あるいは週の5日間の勤務日数の中で休業を取ることとなります。県のほうは3つの勤務パターンを考えています。その3つのパターンで勤務をする際、その承認をするのが市町村教育委員会になりますので、その手續をここで、この中に服務規程の中に入れていくということになります。

○石川教育長 いかがでしょうか。

○山田委員 その本人が働き方を、その休業を使って選べるというか、変えられるということですね。

○辻次長 はいそうです。

○石川教育長 ほかにいかがですか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○石川教育長 それでは、質疑を終結させていただきます。

採決します。議案第8号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第8号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについては、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第9号 和光市立小中学校医療的ケア実施要綱を定めることについて説明をお願いします。

○辻次長 それでは、議案第9号 和光市立小中学校医療的ケア実施要綱を定めることについて説明します。

本議案は、障害者差別解消法が変わりまして、令和6年4月1日から、合理的配慮の提供が義務化されることに基づいて、本市の学校での受入れの体制構築のための要綱を定めるために、この案を提出しました。

要綱案を作成するに当たっては、国や県の資料とともに、県内で先行して実施している自治体の資料を参考にして、あと本市の医療的ケア児支援施策を担当している課とも調整をしながら、この案をつくったところです。

御審議のほどをよろしくをお願いします。

○石川教育長 ありがとうございます。

それでは、要綱を見ていただきまして、御質問や御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○山田委員 よろしいですか。

○石川教育長 はいどうぞ。

○山田委員 (趣旨)の中に入っているとされるかもしれないんですけども、いわゆる学校生活、「医療的ケア児が安心して学校生活を送り」の中に、学校生活では、やっぱり友達とか、いろんな関わりがあって、そういうところで、その子も周りのお子さんたちも共に成長していくのかなというのを期待するんですけども、そうすると、そういうものが何か強く打ち出して書きぶりの中に入っていたほうが、現実的にいいものになっていくのかなというふうを感じるんですが、それは多分、この安心して学校生活を送りの中に入っていると考えればいいんですか。

○辻次長 あくまで、これは実施するための要綱という位置づけです。もう少し本来的には、例えばガイドラインですとか、その辺を整備しなければいけないかなというふうに、今思っております。それは他の自治体もそういうふうに使ってございまして、今回、これだけの議案というふうなことになってしまって、ちょっと足りないかなと我々も思っていますので、今後、まさに今おっしゃっている受け入れる部分のそういう思いも含めて、ガイドラインですとか、それからもう少し分かりやすい流れですとか、そういう部分も含めた中で、別のものでも整備していきたいと考えているところです。

○石川教育長 どうぞ。

○天内委員 小学校と中学校に新たに設定するものですよね。今、その対象となる方はどのぐらいいらっしゃいますか。

○辻次長 令和5年度までは実際はゼロだったんです。来年度以降、そういうことが発生する状況も出てきましたので、それについても含めて、今回、策定することになりますが、詳細については、またお知らせしていきたいと思います。

○天内委員 ありがとうございます。

○山田委員 そうなると、その受け入れる状況が整っている学校というのは、今あるわけですか。

○辻次長 学校の体制ですか。

○山田委員 その環境的なことなんですけれども。

○辻次長 はい、説明が難しいところなんですけれども、あくまで令和6年度受け入れる体制を整えるために、この要綱を整えて、実際に受け入れられるようにしています。ただ、それはほかのケース全てを受け入れられている状況にはなっているかどうかということになると、それはまだまだ足りないところもあるかなと思いますので、それについては、もう少し今後長期的にも整備していかなければならないと思います。

○山田委員 分かりました。

○石川教育長 実際、先ほど話をしていたガイドラインについて、かなり早い段階で関係課のほうで策定の準備を始めていたんですね。その準備を始めていの中で、令和6年度に受け入れるに当たっては、まずこの実施要綱がないと受入れが難しいということもあって、まずこの実施要綱。それに次いでガイドラインを策定していったら、実際には受入れ校への研修を行って、受入体制を整えていくというような流れで今、進めてもらっているところなんです。

また、ガイドラインについて出来次第、教育委員会のほうにお知らせいただければと思います。

○辻次長 はい、分かりました。

○山田委員 第三小学校の建替えが開始されていく段階では、こういうところの整備もしっかりできるようにしていただきたいですね。

○石川教育長 そうですね、これから建て替えに合わせて、まさにインクルーシブ教育が市内の全ての学校で行えるような施設にしていかなければならないと思うんですね。そ

これは今の段階から研究を進めていって、そして委員の皆さんにも御意見をいただきながら進められればというふうに思っております。

それでは、質疑を終了させていただいてよろしいですか。

はいどうぞ。

○村中委員 内容についてではないのですが、3条と6条と8条に、真ん中あたりに2というのがあるんですが、1を探してもないんですけど、この2というのは何ですか。

○寄口部長 第1項目に1というのは、ないんですね。1を省略して始まって2項となります。

○村中委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川教育長 よろしいですか。

それでは採決します。議案第9号 和光市立小中学校医療的ケア実施要綱を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第9号 和光市立小中学校医療的ケア実施要綱を定めることについては、原案のとおり承認されました。では、次に進みます。

議案第10号 和光市立小・中学校等主体的な学び手育成教員設置要綱を定めることについて説明をお願いします。

○辻次長 それでは、議案第10号 和光市立小・中学校等主体的な学び手育成教員設置要綱を定めることについて説明いたします。

本議案は、新たな市費教員、主体的な学び手育成教員、これを配置するために定めるものです。これまで学校現場を支えてくださっていた市費教員の学力向上支援教員は、各学校のニーズに合わせながら、和光市の学校教育をしっかりと支えてくれたものだったというふうに認識しております。そのことを受け継ぎつつ、現代的な教育課題へ、さらにアプローチしやすくするために新たな職を設け、職務内容等を新たなものにしたところです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○石川教育長 それでは、御質問、御意見ございましたら、よろしくお願いいいたします。

先ほど質問に対しての回答であった学力向上支援教員と、主体的な学び手育成教員の違いについて、もう少し簡単に説明してもらえますか。

○辻次長 第3条のところに、育成教員の職務の内容がありまして、(1)が一番大きいところなんですけど、「児童生徒の主体的な学びや振り返りのための授業の実施」としてあります。ここが今まで授業の補助というふうなところだったんですけど、自分でも授業を実施するとなりました。今までは単独での授業というふうなことは既定してなかったんですけども、単独でもできることにしました。

それから後半の部分で、「不登校の解消又はICTの活用」と、現代的な課題で今やほり関わっていく必要がある部分のところを明示的に示すことで、そういうものに携わっていただけるようにしました。ほかのところは免許の取得とか、そういう条件とか、そのあたりは同じだというふうにご覧いただくと結構です。

○石川教育長 よろしいですか。ありがとうございました。

これまでの学力向上支援教員も、教員免許を持っている方を採用していたんですけども、あくまで授業の補助という形で入っていただいていたんですね。

ところが、今回の主体的な学び手育成教員に関しては、同じように教員免許を持ちながら、補助ではなくて、自分自身で授業を実施することができる。または不登校の解消のための役割を担うこともできますし、ICTの活用についても対応することができるということで、職務内容的には本採用教員とほぼ同じような活動を行うことができる教員というような意味合いで、この要綱はつくられているということですのでよろしいですね。

○辻次長 はい。

○天内委員 質問です。

○石川教育長 はいどうぞ。

○天内委員 今、主体的に授業ができるということで話がありましたが、それは何か長期で休む先生の代わりに、授業を行うことも含まれる感じですか。それとも、普通に授業がある中にプラスして何か今までにないような体験授業をやってみるとか、ICTを使ったものとか、そういった子たちに向けたものをプラスアルファでやるようなイメージですか。

○石川教育長 その辺はどうですか。

○辻次長 現在、教科担任制の推進も図られている中で、これまで特に小学校は学級担任が全てをやっていたところが、県費の先生たちも入りながら、専科での授業が推進されています。そのさらに推進の意味でということでの、この主体的な学び手育成教員もあります。そういう意味では、新たな教科とかというのは、今の現行上、やること自体は

難しいんですけども、実際に受け持った教科の中でさらに広げてとか、自分の得意分野の中で、通常の学級担任だと専門性がないから、なかなか難しかったけれども、その教科だけに特化して、ずっと教材研究とかをして、もっといい授業ができるんじゃないかというような認識の中で、今回、新たな職を設けて、そういうことができるような形にはしています。

○天内委員 分かりました。そうすると教科の層が厚くなるような感じですか。

○辻次長 はい、おっしゃるとおりですね。

○天内委員 ありがとうございます。

○石川教育長 あくまで教員が長期に休みを取るような場合には、それに対しての代員がまた新たに配置されますので、それとは別に考えていただいていた方がいいかなと思います。

○天内委員 わかりました。

○山田委員 そうすると、例えばクラスの中で学力に差がある、ちょっと分からないお子さんたちを、そういう先生がまとめて指導していただけたらというケースも出てくるんですか。

○石川教育長 それは学校のニーズに応じてということでもいいですか。

○辻次長 はい、学校のほうでそういう形の体制を組むということで、これを活用したいというふうな計画が上がってくるようであれば、それをこちらが確認して、大丈夫だなということであれば、それも大丈夫かなというふうに思います。

○山田委員 いろんなケースが出て、いろんなやり方ができるということ、これからも期待したいです。

○辻次長 ありがとうございます。

○石川教育長 そういう意味では、この主体的な学び手育成教員を各学校に配置することによって、各学校の特色が今まで以上に出てくるかなということは期待しています。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第10号 和光市小・中学校等主体的な学び手育成教員設置要綱を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第10号 和光市

小・中学校等主体的な学び手育成教員設置要綱を定めることについては、原案のとおり承認されました。

◎協議・報告事項

○石川教育長 続いて、日程第4、本日の協議・報告事項に移ります。

(1) 和光市議会3月定例会の一般質問について、よろしくお願いいたします。

○寄口部長 では、御説明申し上げます。

和光市議会3月定例会について、資料7を御覧ください。

3月定例会は、2月22日から3月21日まで開催されました。

今回、教育委員会からの議案は、昨年12月の教育委員会で議決いただいた学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬を改正する条例を上程して可決されました。

また、一般質問については5人の議員から通告の取下げがありました関係で2日間の日程で行われ、教育委員会の質問は2名の議員から提出され、答弁をいたしました。

まず第1日目に、赤松祐三議員から、学校教育に関連して、ゆとり教育について、子どもの遊びのための時間が足りないのではないかと質問が出されまして、答弁として、平日は下校後から防災行政無線の流れる夕方の時間まで自由時間を過ごしている。子どもたちがゆとりを持って生活していけるように、教育課程の編成と工夫をしていきたいと答弁をいたしました。

また、小・中学校和式トイレの洋式化改修について質問が出され、平成28年度からの改修工事においては全て洋式化で取り組んでいます。洋式化は必要であるので、順次取り組んでいきたいと答弁いたしました。

さらに、高齢者への教育、スマホ教室の推進状況について問われ、スマホ教室は各公民館に加え、今年度は和光図書館でも開催され、昨年の受講者数、総数31人から、今年度は156人に増え、高齢者をはじめ市民全体でデジタルツールの使用が促進されるよう、施策をこれからも推進していきたいと答弁いたしました。

2日間行ったのですが、2日目は吉田活世議員から、学校給食について、オーガニック食材を使用したらどうか、ウクライナ戦争の影響による物価高と円安の影響に対して7つの自治体が給食の完全無償化を行うが、和光市の物価高騰対策について伺うと質問がなされ、答弁として、オーガニックの食材に関しては、現状、食材の安全状況や費用面から採用していない。しかしながら、安全な学校給食の提供という点では大切な視点

であるので調査・研究を進めたい。

給食費の値上げについては、4月から小学校は月額500円、中学校は月額1,000円値上げするが、今後1年間については値上げ分の半額補助を予定していると答弁をいたしました。

3月定例会についての報告は以上です。

○石川教育長 ありがとうございます。

次に、(2) 令和6年度和光市立小・中学校一般教職員人事異動については、非公開とするため、後ほど関係者以外の方の退席後に行います。

続いて、(3) 入学式お祝いの言葉について。では、よろしく願いいたします。

○辻次長 資料8を御覧ください。

令和6年度入学式につきましては4月8日、小学校は午前中、中学校は午後を実施する予定です。例年、教育委員会としてのお祝いの言葉、こちらに案として配付しておりますが、こちらのとおりになります。

山田委員のほうから、事前にお祝いの言葉の案について調整の御意見をいただきましたし、その内容を踏まえさせていただきました。小学校のほうを御覧いただいて、保護者の皆様からの1つの教育委員会といたしましての、その前の部分ですね、その中には少し言葉を区切ったり、言葉を加えたり、加除修正をしながらやったところです。

それから中学校のほうにつきましては、小学校のほうに、教育委員会といたしましてもという最後の3行があるんですけれども、これが中学校のほうになかったので、同じものをつけたというふうになっておりまして、いただいた御意見を踏まえ用意させていただきました。

お祝いの言葉について、内容のほうを御確認いただいて、よろしければこれで学校のほうに送付したいと思います。

以上です。

○石川教育長 では、続いて(4) 教育委員会定例会の日程について説明をお願いします。

○福田次長 令和6年定例教育委員会の日程の変更について報告いたします。資料9を御覧ください。

以前お配りした令和6年1月25日付の第7回教育委員会定例会は7月25日になっておりまして、こちらは教科書採択の会議があるため、令和6年7月18日木曜日に変更いたしました。なお、時間、会場の変更はございません。日程の差し替えをお願いいたします。

す。

以上です。

○石川教育長 7月の日程が変わりますので、よろしく願いいたします。

続いて、(5)和光市中学校における部活動の方針及びガイドラインについて説明をお願いします。

○辻次長 資料10、左をホッチキスで止めたものを御覧ください。

部活動のガイドラインについて、一部修正し、4月からまた示していく予定です。

今回の変更につきましては、夏の猛暑ですとか、交通安全等を考慮しまして、持続可能な部活動を志向して変更しました。

主な変更点につきましては、3ページ、3枚目になりますが、3、適切な休養日等の設定のところになりますが、すみません4ページです。片仮名のア、イ、ウというところが、また学校閉庁日には活動しないとなっていますが、もともとは原則活動しないというふうになっていたんですね。原則というよりも、もう活動しないということにしたほうがいだろうということになったことで変えています。

それから、同じく今のところのその下の片仮名のオですね、年間2回の大会及びコンクールとありますが、もともとは年間4回でしたが、新人戦と総合体育大会、そういうところに限定をしたというところでは。

それから、5ページ、6番、部活動に係る泊を伴う校外活動、これはもともとなかったところなんですけれども、新たに全て(1)、(2)を付け加えました。これまでも例えばサッカーとか野球とかで、公式な大会とかでなく、有志のグループとか、そういう何かのグループの大会で、どこかで遠いところで行われるような大会への参加というのもあったんですが、泊を伴うまでそこに参加するというふうなことが今の部活動の持続可能な観点から必要なかというところから、ここを新設したところでは。

それから、同じページの7、事故防止、(1)熱中症事故防止のところになります。ここについては、最終的にこの文言で固めて、もともともあったんですけれども、もう少し具体的な内容を付け加えたところでは。例えば(1)の冒頭、屋外、屋内を問わず、開始前や開始後であってもというこの言葉を新しくつけたんですけれども、もともとはそこまで明確に示していなかったことを示しました。

それから、活動を中止すると2行目にありますが、もともとは柔軟な対応という言葉でした。でももう活動は中止というふうにしたほうがいだろうというふうなことで変

えてあります。

それから、同じ（３）の片仮名のエですね、６ページになります。ヘルメットの着用については、もともと記載がなかったんですが、今、努力義務化というふうなところで、こちらで伝えさせていただいて、できるだけヘルメットの着用を推進していくというふうな意味を込めております。

すみません、雑駁ではございますが、説明は以上です。

○石川教育長 ありがとうございます。

それでは、（１）から（５）まで報告をさせていただきましたが、何か御質問や御意見ありましたら、よろしく願いいたします。

○山田委員 ヘルメットの着用は以前にも私、提案させていただきましたけれども、こういう方向でいけばいいなと思います。

昨年かな、何か休日部活で、女子生徒さんがしゃれたヘルメットを、帽子のようなヘルメットをかぶって出かけていたんでいいなと。いろいろ今、おしゃれなものがありますし、そういう方向でいけばいいかなと思っています。

これもそうなんですが、中学校もそうなんですけれども、スポーツ少年団においても自転車の移動は多いので、子どもたち、結構元気に走っている姿を見ますので、その辺も推奨していただけたらと思います。

○石川教育長 どうぞ。

○森谷課長 スポーツ青少年課で、以前、今年の夏頃の会議のとき山田委員から出されたアイデアというか、いただきましたので、スポーツ少年団本部に御連絡させていただいて、学校のほうで周知している、ヘルメットを着用しましょうという案内を、同じ文書をスポーツ少年団事務局のほうにも提供させていただいて周知していただいたところでございます。また、来年度も同じような形で周知をお願いしようと思っています。

○山田委員 繰り返し言っていかないとなかなかやっていただけないと思うので。

○森谷課長 はい。繰り返しやっついこうと思います。

○山田委員 あと大会やコンクールの件なんですけど、これは和光市だけではなくて、他市も統一して、こういった方向で規制しているのですか。

○辻次長 これ自体は、あくまで和光市のことです。ただ、他市の状況も踏まえながらというところで、同じような形にしているところもあれば、そうでないところもあります。

○山田委員 ちなみに朝霞地区、どうでしょうか。

○辻次長 朝霞地区も、まだばらばらであります。

○山田委員 ばらばらですか。

○辻次長 でも少しずつ、何かもともと朝練やっているところが、やっぱり全然やっていないんだなというところもありますので、だんだん、そういう方向には今なっているかなと思います。

○山田委員 分かりました。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○牧委員 部活動、資料10の5ページ目の7の事故防止の(1)の事故防止、開始後35度になって中止をするといったときに、多分ですけれども、中学生の親だと連絡欲しいなと思う人もいます。そのときの連絡方法とかは、その学校に委ねるんですか。

○辻次長 そうですね。

○牧委員 もう五、六年前ですけれども、戸田だと、翌日の予報でもう前日の夜には部活が中止と来ていた。だから、朝来るよりは、夜来ているほうが、親としてはいいなというの聞いていたので。

○天内委員 学校まで遠く、1時間かかるような子もいますからね。

○牧委員 そうですね、ある意味でね。

○村中委員 この文言にすると、決めちゃったんだから、やっちゃおうということになりかねないと思うんですね。だから、途中でやめるといふか、朝になって、急に気温が上がったりとか、昼だと練習中に気温が上がったりとかすることってあるわけじゃないですか。

○牧委員 いいんです、途中でやめるのは全然いいですよ。

○村中委員 だから、やめちゃったら、何といふか、練習の時間の増える予定の部分を、どこかに日陰に入って、何か体を動かすトレーニングに変えるとか。

○牧委員 そういうトレーニングに変えるのは全然いいんですけれども、部活動という活動自体が、気温が上がったから、もう今日はこれで終わりね、もう帰っていいよという場合も、そのときに親としたら連絡が欲しいなというのは、よく聞く話なので。それはここに文言では言わなくても、校長会、教頭会のほうで言ってくださいでもいいんですけれども。

○村中委員 または予定どおりつぶしたらいいんじゃないですか、時間を。

○山田委員 明らかに、明日はもう40度近くなるみたいな予報があったときに、早い判断をしてもいいのかなと思います。その点、微妙なところは別として。

○牧委員 熱くても今言ったように、外部活が中に入って涼しいところでトレーニングをするのは、全然いいと思うんですけども。

○石川教育長 中学校3校の実態からすると、翌日の予報については、大体職員室の掲示板に掲示しておいて、明日こうなるから、中止する部活は今日中に連絡をしてねというような話をしたり、場合によっては朝方涼しいけれども、10時過ぎると高温になってくるか、もしやるんならば保護者の同意を得て早朝の練習に切り替えたほうがいいよというふうな対応をしていると思うんです。ただ、それが予定より早く気温が上がっていつちゃって、35度を超えてくる。でも、実際、外で活動している部活は、今、何度か分からないので、それを職員室で見ている教員が、ただいま35度を超えましたので活動を中止してくださいというアナウンスをするというのが一般的で、その後の御家庭への連絡ということですね。

○牧委員 そうです。その後、気温が上がって、中で予定の、例えば午前中の12時まで練習をする、体育館とか涼しい場所で練習をするという、その終了時間が同じであれば、それはいいんですけども、もう10時ぐらいに、本来なら12時までなのに、10時で暑かったから、はい、じゃ、家に帰っていいよというのはというところですね。

○石川教育長 そうですよ。

○村中委員 体を動かしたり、体育館、グラウンドの表のところを内側にして、トレーニングじゃなくていいですから、だから椅子に座ってイメージトレーニングとか、そういった説明とか、そういうちゃんとコーチが用意しておけば、何の問題もなく練習時間をきっちり学校にすることができる。

○牧委員 そうなんです。

○天内委員 さくら連絡網で、小まめに連絡をもらうケースがありますが、学校によっては運用の仕方が違っているとも聞きます。そこはどの学校であつてもうまく活用してもらえるといいかなとは思いますが。

○石川教育長 新年度の校長会議を通じて、このあたりの対応をしっかりと取れるように。

○辻次長 そうですね、いただいたお話、学校のほうに伝えて、そういうふうにしていきたいと思います。

○石川教育長 よろしく願いいたします。

○山田委員 健康であれば、ある程度その暑さにも耐えられるけれども、ちょっと体調を崩しているのに、無理に運動だとか、それが親が分かっていたら、学校に連絡してそういう判断ができるけれども、お仕事へ行ってしまっていたら、子どもだけの判断で、そこはやっぱり担当の先生が、しっかり子どもたちの健康状態を見る必要があるのかなと思います。

○村中委員 それは止めるのは難しいと思います。10人、20人もいる生徒たちというか、選手たちをコーチが見て、明らかに顔色が悪かったりとか、何か妙に汗だらだらだったりしたら、それはもちろん、ちょっと休んでいるとか言うことはできるかもしれないけれども、急に悪くなることもある。

○山田委員 比較的体調を崩しやすい子というのは、そういう子どもたちは気をつけていただきたい。

○石川教育長 昨年度、部活動帰りになくなられたという事故も起きていますし、8月の終わりに小学校の体育の時間が終わった後に倒れられたという子もいましたので、そのあたりについては、各学校のほうに、しっかり徹底するように指導をしていきたいなと思います。

○村中委員 そうするのはコーチの指導要綱みたいなのはあると思う、テキストみたいなものがね。特に大事だと思うのは、やっぱり練習や試合が終わった後に、しっかりとクールダウンをして、水分を取ってというような指導ぐらいは基本的に行っていると思うんですけどもね。そのぐらいしておいたほうがよろしいと思います。

○石川教育長 分かりました。

ほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

◎その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

○石川教育長 それでは日程第5、その他に移ります。

教育委員の皆様よりなにか諸報告ございますか。

(発言する者なし)

○石川教育長 では、事務局からの諸報告に移りたいと思います。

ないですか、思い出したら、後ほどよろしくお願いします。

では、事務局からの諸報告に移りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○寄口部長 私ごとで、来る31日をもちまして、教育部長を解かれることになりました。3年間でしたが、教育委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。感謝申し上げます。

後任につきましては、現在、会計管理者の横山英子が昇任して教育部長に4月1日から着任してまいりますので、また改めて御挨拶をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○石川教育長 それでは続けて教育総務課をお願いします。

○福田次長 教育総務課から報告いたします。

先ほどからお話があります第三中学校特別支援学級新築工事は、工期が令和6年3月29日までとなっておりますが、令和6年3月21日に、市の財政課の完了検査に合格し、工事を完了することができました。本日、定例会終了後に、こちらを御案内することを予定しております。第三中学校、近藤校長も御出席くださり、教室への思いなどを語っていただくことになっております。実際に見ていただきながらお話いただければと思っております。

時間の御都合がつく委員の皆様の御参加、よろしく願いいたします。

○石川教育長 続けて、学校教育課をお願いします。

○辻次長 1年間ありがとうございました。3月26日に全ての学校が修了式を迎えまして、現在は学校のほうは、学年のまとめをしたり、次の年の準備をしたりしているところです。時間がもう4月までないんですけれども、新年度しっかりスタートが切れるように、学校教育課も引き続き支援してまいりたいと思っております。

本課の主幹の樋口ですが、ここで現場に行くということで、本来であればご挨拶したいところなんですけど、今日は、新任の辞令交付式で県のほうに出かけていまして、間に合えばと思ったんですけれども、結局、今、確認して間に合わないということでしたので、くれぐれもよろしくということでありましたので御報告させていただきます。

以上です。

○石川教育長 では、生涯学習課、をお願いします。

○山本補佐 生涯学習課からは、重点施策である地域学校協働活動と午王山遺跡整備の令和5年の状況について簡単に御報告いたします。

地域学校協働活動につきましては2年目となりまして、令和4年に比べて多彩な活動や学校支援を行うことができ、さらに、広報へ特集記事の掲載や市政情報ラジオなどで

周知を行いました。また、和光国際高校や駅プレミアなど新たなつながりができたり、公民館利用団体の研修などでこの活動を取り上げたところ、ぜひ関わってみたいという団体がいるなど、少しずつ支援者の輪が広がってきております。令和6年につきましても引き続きこちらの活動を継続、活性化できるように努めてまいります。

また、午王山遺跡史跡整備につきましては、日常的な管理に加えまして史跡の公有地化を進め、また午王山遺跡展の開催、ラジオ、テレビでの広報、発掘現場公開などPRを続けております。令和6年につきましても、引き続き公有地化の推進や市内外に向けた周知など史跡整備を進めてまいります。

以上です。

○石川教育長 ありがとうございます。

では、スポーツ青少年課、お願いします。

○森谷課長 スポーツ青少年課からは、令和5年度スポーツに関する各種事業及び、青少年健全育成事業について報告します。スポーツ振興では、わこうスポーツ祭りとして、市民体育祭形式からフェスティバル形式に変わり、自由参加の形式でスポーツ振興をさせていただいたところでは、

来年度につきましても、2回目になりますので、今年度の実施のときに足りなかった部分やアドバイスをいただいたことを基に、さらにより良く実施するために準備を進めたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○石川教育長 ありがとうございます。

では、結城さん。

○結城補佐 この3月で退職することになりました。いろいろ皆様にはお世話になりました。ありがとうございます。

○石川教育長 では、次回の日程について、教育総務課からお願いします。

○福田次長 次回、第4回教育委員会定例会は、令和6年4月18日木曜日、603会議室にて午後1時30分から開始いたします。

○石川教育長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第3回定例教育委員会を閉会いたします。

○寄口部長 最後にすみません、生涯学習課長の亀井義和次長ですが、部長級に昇任しまして議会事務局長に4月からなりますので、皆さん、お世話になりました。ありがとうございます。

ございました。後任なのですが、健康支援課長から細野千恵が着任いたします。

○石川教育長 以上で閉会いたします。

この後、非公開議案がありますので、関係者以外は御退席のほう、よろしくお願いいたします。

閉会 午後3時08分

追記

議案第6号 令和6年度和光市教育行政アクションプランについては、
定例教育委員会後に事務局から各教育委員へ個別に連絡をとり、

【変更案】（抜粋）

施策4 参加しやすいイベントの企画・開催

「幅広い年齢層や、障がい者など誰もが参加できる市民向けスポーツプログラムを
推進します。」

と提案し、3月29日に承認いただきました。

第 3 回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員